

プレステージリゾートクラブ会員規約

第1条 目的、名称等

- 本規約は、フェニックスリゾート株式会社(以下「当リゾート」といいます)が運営する会員組織「プレステージリゾートクラブ」(以下「本クラブ」といいます)に加入する正会員および家族に対し提供する特典ならびにその運営に関する規則を定めたものです。

第2条 定義

- フェニックスリゾート株式会社が運営するフェニックス・シーガイア・リゾートとは、シェラトン・グランデ・オーシャンリゾート、松泉宮、バンヤンツリー・スバ、サンホテルフェニックス、ラグゼーツ葉、コテージ・ヒムカ、ワールドコンベンションセンター サミット、フェニックスカントリークラブ、トム・ワトソンコース、フェニックスゴルフアカデミー、シーガイアテニスクラブ、フェニックスボウルから成る複合施設です。施設に関する詳細は、当リゾートのホームページにてご覧ください。(http://www.seagaia.co.jp)
- 当リゾート内の施設はそれぞれ以下の運営会社により運営されています。
シェラトン・グランデ・オーシャンリゾートは「日本スターウッド・ホテル」、バンヤンツリー・スバ フェニックス・シーガイア・リゾートは「バンヤンツリー・スバ」それぞれの運営会社の詳細は、以下のホームページよりご覧ください。
 - 日本スターウッド・ホテル http://www.starwoodhotels.com
 - バンヤンツリー・スバ http://www.banyantree.com/jp/

第3条 個人情報の取得、利用目的、保護、開示

- 本クラブご入会時にご登録いただいたお客様の住所、氏名、電話番号等の個人情報は、当リゾート及び第二条二項に述べた各運営会社から本会員へのサービス情報等の提供を行うため、運営会社へ提供される場合があります。
- 当リゾートは、会員の住所、氏名、電話番号等の個人情報を本クラブの運営目的のために取得、使用、保護管理します。
- 当リゾートの宿泊プランやレストラン・フェア、各種イベント、自社物販商品等をダイレクトメール、電子メール等でご案内します。
- 各種ダイレクトメール等の発送業務は、当社と業務委託、機密保持契約を結んだ委託業者により行なわれます。その際、当リゾートは会員の住所、氏名等必要最低限の会員個人情報を提供し、業務委託先の業者が使用します。
- 会員に対するサービス向上またはサービスの新規開発、改善を図るため、会員動向調査・アンケート・分析を行いません。
- 厳選された当リゾートの業務提携先の情報を当社からダイレクトメールなどでお送りする場合がございます。
- お客様の個人情報の開示、訂正、削除や使用、提供の中止等に関しましては、本クラブ事務局へご連絡ください。 TEL.0985-21-1413(平日9:00~17:00)

その他、お客様の個人情報保護に関するプライバシーポリシーにつきましては、当リゾートホームページ(http://www.seagaia.co.jp/japanese/privacypolicy.html)でもご覧いただけます。

第4条 年会費および有効期間

- 年会費としてご入会時および更新時に10,000円をお支払いいただきます。
- 会員の有効期間は、お申し込み月の末日を起点に1年間です。

第5条 会員資格

- 日本国内に在住の20歳以上の方で、本規約をご承認の上所定の手続きをされ、当リゾートが承認した個人のお客様を会員と致します。法人、団体でのご入会はお断りいたします。
- お申し込み後当リゾートより会員として承認された後でも、会員として不適当と認められた場合は、直ちに会員資格を取り消す場合があります。
- 下記のいずれかに該当する方は入会をお断りしており、また入会後判明した場合は直ちに会員資格を取り消す場合があります。
 - ご登録いただいた内容に虚偽があった場合
 - 過去にホテル、レストラン等で、代金支払い遅延などトラブルがあった場合
 - 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に定める各種暴力団組織に関与している場合
 - 前項に類する者、また、前項に類する団体や組織に関与していると思われる場合
 - その他、本クラブ会員として相応しくないと認められた場合

第6条 会員

- 当リゾートに対し、本規約を承認の上所定の方法により申込みをした個人で、当リゾートが適格と認めた方を会員とします。
- 年会費のお振込、またはお支払いによって臨時カードを発行し、当日より各種特典を利用できます。
- 会員家族も同カード利用により特典を利用できますが、本会員は会員家族が会員証および会員番号を利用したことにより生じる全ての責任を負うものとします。

第7条 会員届出事項の変更

- 当リゾートに届け出た事項に変更が生じた場合、会員は遅滞なく書面、電話によって変更事項を届け出るものとします。
- 前項の届出がないために、当リゾートからの通知または送付書類その他の者が延滞、または不着となった場合には、通常到着すべき時に会員に到着したものとみなします。

第8条 規約の変更、承認

- 本規約は、当リゾートの都合により変更することがあります。規約変更の時期および内容については、当リゾートホームページにてお知らせします。

第9条 会員証の発行と取扱い

- 当リゾートは、会員へ氏名、会員番号、有効期限等を表面に記した会員証を発行します。会員は会員証発行後も、当リゾートが本人確認手続きを求めた場合にはこれに従うものとします。
- 会員証が会員証表面に記された本人および家族以外には使用できないものとし、また、違法な取引に使用してはいけません。
- 会員は、会員証の使用、保管、管理を善良なる管理者の注意を持って行なうものとし、会員証は家族以外の第三者へ寄与、譲渡、質入、委託してはなりません。また理由の如何を問わず、会員証を他人に使用させ若しくは使用のために占有を移転させてはなりません。
- 会員証の使用、管理に際して、会員が本条3項に違反し、その違反に起因して会員証が不正に利用された場合、会員はその会員証利用についてすべての責任を負うものとします。

第10条 会員証の紛失、盗難

- 会員証または会員へ発行されるクーポン等が紛失、盗難、詐欺、横領等により他人に不正利用された場合、当リゾートは一切の責任を負いません。
- 会員は、会員証が紛失、盗難にあった場合、速やかにその旨を当リゾートに通知するものとします。

第11条 会員証の再発行

- 会員証の紛失、盗難、毀損、滅失等の場合には、会員が所定の届をし当リゾートが適正と認めた場合に限り、会員証を再発行します。

第12条 会員資格の取り消し

- 当リゾートは、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当リゾートにおいて会員として不適格と認められた場合は、通知、催告等することなく会員資格を取り消すことができるものとします。
 - 入会時に虚偽の申告をしたとき
 - ホテル宿泊予約および利用規約を遵守いただけなかったとき
 - ご利用代金の支払いが遅延したとき
 - 会員として相応しくない行為や、信用状態に重大な変化があったとき
 - その他、本クラブ会員として相応しくないと認められた場合

第13条 特典内容

- 会員は、別途定める各種割引等の特典を、カードの有効期間内において享受することができます。
- 詳しい特典の内容については入会時にお渡しする特典内容一覧表でお知らせする他、当リゾートホームページでもご確認いただけます。
- 会員特典内容は、当リゾートの都合により変更することがあります。特典変更の時期および内容については、当リゾートホームページにてお知らせします。